イッシーキャラクター取扱要領

（趣旨）

第１条　本要領は，イッシーキャラクターによる観光宣伝並びに商品化等に対する使用方法を定めるものとする。

（使用者）

第２条　イッシーキャラクターは，原則として誰でも使用できるものとする。ただし，第７条第１項の規定に反しない者とする。

（使用許可申請）

第３条　イッシーキャラクターを使用しようとする者は，「イッシーキャラクター使用許可申請書」（別記第１号様式）に使用目的，具体的な内容及び使用期間等を明記のうえ，観光課長に提出し，許可を受けなければならない。ただし，使用期間は２年以内とする。

（使用料）

第４条　イッシーキャラクターの使用料については，無料とする。

（使用条件）

第５条　イッシーキャラクターに係るデザインの改変（色あい及び合成）などをしてはならない。

第６条　使用許可を受けた者は，観光課長の許可無く使用目的を変更し，又は使用権を第三者に転貸若しくは譲渡してはならない。

（使用の許可）

第７条　第３条の規定に基づく，イッシーキャラクターの使用許可申請があった場合は，次の各号のいずれかに該当する場合を除いて使用を許可するものとする。なお，第９条の規定に基づく使用内容等変更申請の場合も同様とする。

（１）　法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

（２）　市の信用又は品位を害するものと認められる場合

（３）　第三者の利益を害するものと認められる場合

（４）　特定の個人，団体，法人（市を除く）又は商品等を支援若しくは推薦し，又はこれらを行うお

それがあると認められる場合。ただし，第１条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場

合にはこの限りではない。

（５）　特定の政治的，宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合

（６）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団もしくは同

条第６号に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場

合

（７）　キャラクターの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

（８）　「イッシーキャラクター」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

（９）　イッシーキャラクターを著しく変形していると認められるもの

（10）　その他，観光課長がイッシーキャラクターの使用が適当でないと認める場合

２　前項の規定に基づき，使用を許可する場合，イッシーキャラクター使用許可書（別記第２号様式）を用いて通知するものとする。

（使用内容の変更申請）

第８条　第３条及び第６条の規定により，使用許可を受けた者が当該使用許可を受けた内容等について変更をしようとする場合は，予め「イッシーキャラクター使用内容等変更申請書」（別記第３号様式）を観光課長に提出し，許可を受けなければならない。ただし，変更する使用期間は使用する日を起点に２年以内とする。

（使用内容の変更許可）

第９条　観光課長は，前条の規定による使用内容等変更申請があった場合は，第７条第１項の規定に基づいて審査を行い，変更内容等が適正と認められるときは，その変更についての使用許可を「イッシーキャラクター使用内容等変更許可書」（別記第４号様式）により変更使用の許可を通知するものとする。

（許可の取り消し）

第10条　イッシーキャラクターを使用する者が，本要領の規定に反する行為を行った場合，観光課長は，違反者に対して直ちに使用を中止し，イッシーキャラクターを使用した物を回収する等の要請を行うことができるとともに，使用許可を取り消すことができる。取り消しを行う場合は，「イッシーキャラクター使用許可取消通知書」（別記第５号様式）により当該取り消しを受けた者に通知する。

（経費等の負担）

第11条　市は，この要領による使用許可申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務費を負担しない。

（損失補償等の責任）

第12条　市は，イッシーキャラクターの使用を許可したことに起因する損失補償等について，一切の責任を負わない。

２　イッシーキャラクターの使用者は，イッシーキャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は，これに対し全責任を負い処理するものとする。

３　イッシーキャラクターの使用者は，イッシーキャラクターの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は，これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

　　　附　則

（施行期日）

　本要領は，平成３年７月１日から施行する。

　　　附　則（平成23年８月１日一部改正）

（施行期日）

　本要領第４条については，平成23年８月１日から施行する。

　　　附　則（令和２年８月１日一部改正）

（施行期日）

　本要領は，令和２年８月１日から施行する。

（施行期日）

　　　附　則（令和３年１月１日一部改正）

　本要領は，令和３年１月１日から施行する。